

交通安全情報



令和2年5月
警視庁交通部



おぼえよう！

交通事故防止への架け橋！ 自転車安全利用五則

◎ 自転車は、車道が原則、歩道は例外

自転車は軽車両、自動車の仲間なので**車道を走るのが原則**です！
～自転車で歩道を通行することができるのは～

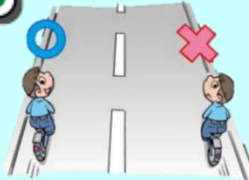
- ◎ 13歳未満の子供や、70歳以上の高齢者、身体が不自由な人が自転車に乗るとき
- ◎ 自転車通行可の標識がある場合や、車道を通行することが危険でやむを得ない場合など



自転車通行可標識

◎ 車道は左側を通行

車道の左側端を走りましょう！
右側通行は、自動車等と正面衝突する危険性がありますので、絶対にやめましょう。



この標示が道路に
走りはじめよう！
この上を

ナビマーク



ナビライン



◎ 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

歩道は歩行者優先です！歩道の中央から車道寄りをすぐに止まれる速度でゆっくり走りましょう。歩行者の通行の妨げになるときは、一時停止するか、自転車を降りて押して歩きましょう。



◎ 安全ルールを守る

飲んで乗っ
ちやダメ！



- ◎ 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
- ◎ 夜間はライトを点灯
- ◎ 交差点での信号遵守と一時停止・安全確認



◎ 子どもはヘルメットを着用

自転車利用者による死亡事故のうち、約7割※の方が頭部を損傷しています。**ヘルメットをかぶって**かけがえのない命を守りましょう！
(※平成29年～令和元年中)

あご紐も、しっかり締めよう！



ももいるクローパズから交通安全
に関するお願いです！

